

議案第三十四号

中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出します。

令和七年六月二十四日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月中央区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十六条の四第一項中「（次条において）」を「（以下）」に改める。

第十六条の五の次に次の一条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第十六条の六 任命権者は、中央区職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月中央区条例第三号）第十八条第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして区規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の区規則で定める事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 中央区職員の育児休業等に関する条例第十八条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが

予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして区規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、区規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして区規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして区規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十六条の六第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（説明）

仕事と育児の両立支援に係る制度の利用に関する意向確認等の措置について必要な事項を定めるため、この条例案を提出します。